



皇帝ダリヤ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発 行 人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若 杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 4日・振替休日 23日・勤労感謝の日

- 国 税／10月分源泉所得税の納付 11月11日
国 税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
国 税／所得税予定納税額第2期分の納付 12月2日
国 税／9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 12月2日
国 税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 12月2日
国 税／3月決算法人の中間申告 12月2日
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 12月2日
地方税／個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※税を考える週間 11月11日～11月17日

ワン
ポイント

業務センターによる集約処理 国税庁では、申告書の入力処理などを「業務センター」で集約処理する、税務署の内部事務のセンター化を順次進めており、令和8年には全ての税務署を対象にセンター化が実施される予定です。センター化の対象となる税務署に申告書や申請書を書面で提出する場合、業務センターに送付することとなります。

税務調査の重要調査項目 「期ずれ」とは？

皆さんは、「期ずれ」という言葉をご存じでしょうか？

期ずれとは、本来、当事業年度又は当年分で処理すべき売上金額や売上原価の額あるいは損金・必要経費の額を、その前年や翌年に計上してしまうことです。税務調査があった場合、調査対象が法人・個人事業者を問わず、期ずれは必ず調査対象となる重要項目です。

今回は、期ずれが発生する原因と、それを防止するための売上金額等の管理方法をみていきます。

1 期ずれが発生する原因

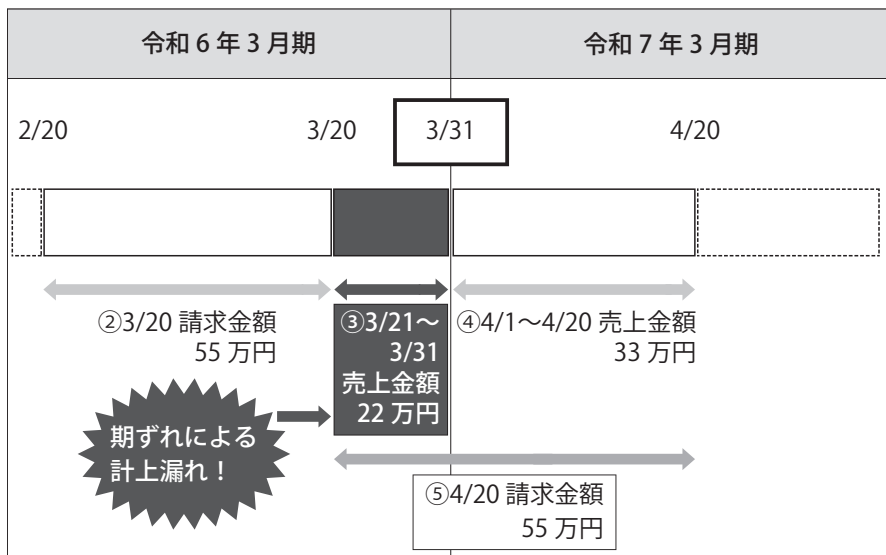
例えば、毎月20日を締日として商品を販売する法人は、売上代金の請求書を20日付で発行します。そして21日以降の商品販売代金は、翌月20日に発行する請求書で請求します。

期中の取引であれば20日締め
の請求書で売掛金の額を計上して問題ありません。しかし、月末に決算日が到来した場合、21日以降月末までの間に商品販売したにもかかわらず、これを期中と同様、20日締めの請求書で売掛金の計上を行うと、本来、当事業年度の売上として計上すべきものが翌事業年度の売上として計上され、当事業年度の売上金額が計上漏れとなってしまう。【表1】

あるいは、製造業を営む法人が製品を製作するための材料費や、外注先に発注した外注費について、当事業年度中に製品が完成しなかった場合、仕掛品として処理すべきところ、これを行わないで全ての費用を当事業年度に計上してしまうと、当事業年度の売上原価の額が過大計

表1 期ずれが発生する原因の例

- (事例) ① 3月決算法人・商品販売業・毎月20日締めで売上に係る請求書を発行
② 3/20 請求金額55万円(税込金額・以下同じ)
③ 3/21～3/31 売上金額22万円
④ 4/1～4/20 売上金額33万円
⑤ 4/20 請求金額55万円(③+④)



上となつてしまします。これらの誤った処理を税務調査で指摘され、修正申告を行うこととなった場合、追徴納付税

額のほか、過少申告加算税や延滞税など、余分な税負担が生じます。

2 発生主義と費用収益対応の原則

売上・仕入とも期ずれの発生を未然に防ぐためには、「発生主義」と「費用収益対応の原則」を正しく理解する必要がある。

(1) 発生主義

発生主義とは、仕入や売上代金の授受の有無に関わらず、取引が確定した時点で費用と収益を認識する考え方です。

公正妥当な会計慣行を定めた企業会計原則では、全ての費用及び収益は、「その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない」と定められています。

(2) 費用収益対応の原則

費用及び収益は、その発生の源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目を対応させて損益計算書に表示しなければならないとする原則です。

なお、費用収益対応の原則には、2つの形態があります。【表2】のとおり、売上原価については、商品・製品を媒介として

収益と費用を個別対応させることが可能です。販売費・一般管理費は、売上高と個別に対応させることが困難なため、ある期間に発生した販売費・一般管理費は同じ期間に発生した収益に貢献したであろうとみなし、その期に発生したものは全てその期の費用とするものです。

表2 費用収益対応の原則 2つの形態

区 分	個別的対応	期間的対応
内 容	商品・製品を通じて個別的に費用と収益の関係を確認できる形態	費用と収益の間に個別的な対応があるとは限らず、間接的に費用と収益の関係を確認できる形態
適用対象	商品・製品を販売して得られる売上と、商品・製品を販売・製造するために必要な売上原価の額	同一会計年度に発生した売上と販売費及び一般管理費

3 正しい所得計算は正しい納税につながる

売上金額は事業活動の成果として獲得したものです。そしてその売上金額を獲得するために要した費用である売上原価や販売費・一般管理費などは、売上金額に対応させて計上しなければなりません。そのように計算することで、事業年度又は年分の所得金額を正確に計算することができるとは、このことは、事業の形態が販売業やサービス業、または製造業などであっても変わることはありません。

法人・個人事業者を問わず、期間損益が適正に計算されなければ正しい所得金額を算出することができません。正しい所得金額が算出されなければ、結果として正しい納税額が算出されません。これが、税務調査において期ずれが厳しくチェックされる理由なのです。

4 期ずれを防ぐために

期ずれを防ぐためには、具体的に次のような事項に注意する必要があります。

- ① 請求締日以後、決算日まで
の売上が正しく当期の売上に
計上されているか
 - ② 翌期の売上であるにもか
かわらず、当期に繰り上げて計
上されていないか
 - ③ 決算日前後の出荷伝票や納
品書控、領収書控などから、
取引年月日や金額を確認し、
当期の売上金額に計上すべき
ものが計上漏れとなっていない
か
 - ④ 仮受金や前受金、預り金な
どの負債科目の中に、当期の
売上金額に計上すべきものが
含まれていないか
 - ⑤ 期中は現金主義で処理して
いる場合に、期末売掛金で計
上すべきものが計上漏れと
なっていないか
- 通常取引の中でも、決算日前
後の取引は期ずれが起こりやす
く注意を要します。
- 取引先と連絡を密にして取引
内容を双方で確認し、場合に
よっては取引先に残高確認書の
発行を依頼するなどして、誤り
なく当期に計上すべき取引金額
を確定することが大事です。

税金クイズ

毎年多くの方が医療費控除による税金の還付を受けていますが、この申告人数はどのくらいでしょうか？

- ① 約200万人
- ② 約400万人
- ③ 約800万人

【解説】

1年間に支出した医療費が家族分も含めて10万円（又は所得金額の5%のどちらか少ない額）を超えた場合、「医療費控除」により納める税金を少なくできます。医療費控除は年末調整では処理できないので、会社員でも確定申告が必要になります。所得控除の中でも医療費控除はよく知られており、令和5年分の確定申告では、約800万人がこの控除の適用を受けています。

対象となる医療費は、病院に支払った費

用だけでなく、通院時の交通費や治療のための市販薬も含まれます。電車代はメモして、薬の領収証は残しておきましょう。

少なくなる税金（又は還付される税金）の見込額は、例えば50万円の医療費を支払った場合、その方の税率が20%（課税所得330万円から695万円）なら、 $(50万円 - 10万円) \times 20\% = 8万円$ となります。

医療費控除の特例として「セルフメディケーション税制」があります。これは、会社の健康診断や自治体のメタボ健診を受けているなど、健康のための一定の取組を行っており、病院に行く機会の少ない人が対象です。一部の市販薬（スイッチOTC医薬品等）の購入費用について、家族分も含めて年間12,000円を超えた場合に、その超過分（上限88,000円）が確定申告をすることで課税所得から控除されます。ただし、医療費控除との併用はできないため、どちらか有利な方を選択することになります。

——— 正解は、③約800万人でした。

（出典：国税庁ホームページ）

事務効率に資する 少額資産の取得促進税制

10万円以上の物品を購入した場合、決められた耐用年数に応じて徐々に経費化（＝減価償却）するのが原則です。

しかし、青色申告をしている中小企業又は個人事業主が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合、その年度に全額を経費にすることが認められます。この特例の適用期限は、令和6

KEY WORD 同族会社の役員で 確定申告が必要な人

同族会社の役員が受け取る役員給与は、給与所得になります。給与所得者は、1か所から給与等の支払を受けており、給与等の収入金額が2,000万円以下で、その給与について源泉徴収や年末調整を受けている場合には、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は必要ありません。

しかし、同族会社の役員が、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、これらの所得金額が20万円以下であっても確定申告が必要になります。その役員と特別な関係にある人（その役員の親族又は親族であった人など）も同様です。

なお、会社からの給与等の収入金額が年間2,000万円を超える人については年末調整を行いませんから、ほかの所得がない場合でも確定申告が必要です。

年度税制改正で令和8年3月31日まで2年間延長されました。例えば25万円のパソコンを購入した場合、原則は4年で減価償却しますが、特例により25万円を即時に経費化できます。ただし、この特例を使えるのは同一年度に合計300万円までなので、このパソコンを15台購入したとしても特例の対象となるのは12台（ $25万円 \times 12台 = 300万円$ ）となり、残り3台は通常の減価償却を行います。